

令和7年度宮崎県協働化・大規模化等による

職場環境改善事業 Q&A

Q1 今回の事業の補助対象となる事業者グループの条件は何か。

宮崎県内に事業所が所在する事業者で構成される事業者グループであり、以下の条件を満たす必要があります。

- ・ 事業者グループは、小規模法人を1以上含む、複数の法人での構成とする。
- ・ 原則として、介護事業所・施設等(介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所を対象とする。)での構成とするが、事業者グループに介護保険サービス以外の福祉サービスのみを提供する法人が運営する事業所(老人福祉法に定める施設・事業所、障害者総合支援法に定める障害福祉サービス事業所や児童福祉法に定める児童福祉サービス事業所等)が含まれる場合は、介護事業所・施設等を経営する法人が申請代表者として申請すること。

Q2 小規模法人とは、どのような法人のことか。

小規模法人とは、1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営する法人等を指します。

Q3 事業者グループを同一法人内の複数の事業所で構成する場合、補助対象となるか。

同一法人内の事業所のみで構成される場合は、補助対象外となります。
必ず複数法人による事業者グループを構成する必要があります。

Q4 事業者グループを構成する法人数に上限はあるか。

法人数に上限はありません。
ただし、法人数に応じて補助上限額が変わるので御留意ください。

Q5 事業者グループのうち、申請代表者はどのように決めるのか。

申請代表者は、事業者グループを構成する法人間での協議により決定してください。必ずしも事業規模の最も大きい法人が申請代表者となる必要はありません。
ただし、介護事業所や介護施設等の介護保険法に基づくサービスを運営する法人が申請代表者になる必要があります。

Q6 補助上限額はどのように決まるのか。

事業者グループを構成する法人数1につき120万円を上限とし、訪問介護事業所を経営する法人の場合は30万円を加算します。
ただし、1事業者グループあたり最大1,200万円を補助上限額とします。

Q7 交付決定前に着手した経費は補助対象となるか。

交付決定前に契約・購入・支払い等をおこなった経費は補助対象外となります。

Q8 事業者グループの構成法人それぞれの口座に補助金を分けて振り込むことは可能か。

補助金の交付は、指定いただく1つの口座に全額をまとめてお振り込みします。

Q9 同事業の活用例を教えてください。

以下のような活用が想定されますのでご参照ください。

(例)

- ・複数の事業者で職員に対する研修や学校への出張授業を共同で実施することにより、職員の確保・育成、魅力発信につながった。
- ・複数の事業者で合同での人材募集のチラシの作成や、ホームページに専用ページの開設などを実施した。
- ・社会保険労務士を講師に招き、働き方改革への対応や助成金申請などのアドバイスを共同で実施した。
- ・複数の事業者で給与管理システムを共同化させることと合わせて、通信環境整備をおこなった。